

令和元年度 第6回 佐治地域振興会議 日程

日 時：令和元年11月28日（木）15：30～
場 所：佐治町総合支所 2階大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議・報告事項

(1) 子育て支援センター「とまと」について

(2) 地域内交通及び地域の共助交通のあり方等について

① 豊岡市の視察資料

② 「共助交通を通じた地域人材育成普及事業報告会」の資料の一部 …… P 8

(3) 小さな拠点事業の取り組み状況について …… P 3 2

(4) その他

*次回 月 日 () 時～ 於：

4. 閉 会

佐治地域振興会議委員名簿

(任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日)

		氏名	区分	備考
会長	継	小谷 繁喜	1号	佐治町自治連合会会長
副会長	継	岸田 みち代	2号	千代南中学校保護者会会員
	継	田中 早雄	1号	佐治町まちづくり協議会副会長
	継	岡村 裕司	2号	因州和紙同業会会員
	継	栗谷 幹雄	2号	JA鳥取いなば佐治支店果実部長
	継	西尾 寛茂	2号	佐治町支部老人クラブ会長
	継	竹内 むつ子	2号	小規模多機能居宅事業運営委員
	継	杉本 淑子	3号	公募
	継	福安 道則	3号	公募
	新	下石 聡子	2号	佐治町連合婦人会会長
	新	無替 幸夫	3号	公募
	新	竹村 智行	3号	公募

* 選出区分

- 1号委員 自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある人
- 2号委員 学識経験を有する人
- 3号委員 公募により選任された人

佐 治 町 総 合 支 所	
支所長	西尾 彰仁
副支所長兼地域振興課長	徳永 努
産業建設課長	福田 浩二
市民福祉課長	前田 由美
地域振興課課長補佐	青木 正弘

子育て支援センター「とまと」について

こども家庭課

平成 26 年 4 月からさじ保育園内で運営している子育て支援センター「とまと」は、利用者が少なくなり来年度も増える見込みが無いことから令和 2 年 4 月から休止することとします。

1. 利用状況（延べ人数）

平成 28 年度 子ども 255 人 大人 282 人 計 537 人（月平均約 45 人）

平成 29 年度 子ども 414 人 大人 373 人 計 787 人（月平均約 66 人）

平成 30 年度 子ども 328 人 大人 261 人 計 589 人（月平均約 49 人）

令和元年度 子ども 66 人 大人 58 人 計 124 人（月平均約 21 人）

2. 今後の対応

○子育て支援センター「もちがせ」を利用していただきたいと考えています。

（現在もイベントなどを合同開催しています）

○育児相談など個別の子育て支援は、さじ保育園の園長または副園長が対応します。

持続可能な地域公共交通を目指して

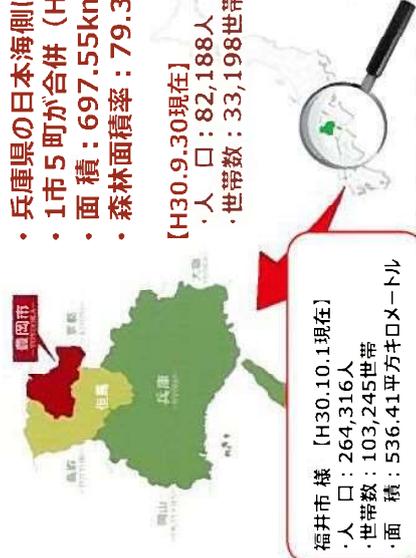


平成30年10月18日(木)
兵庫県豊岡市
豊岡市地域公共交通活性化協議会



兵庫県豊岡市の概要

- ・兵庫県の日本海側に位置
- ・1市5町が合併 (H17.4)
- ・面積：697.55km²
- ・森林面積率：79.3%



【H30.9.30現在】

- ・人口：82,188人
- ・世帯数：33,198世帯

福井市様 [H30.10.1現在]

- ・人口：264,316人
- ・世帯数：103,245世帯
- ・面積：536.41平方キロメートル

豊岡市の公共交通網



- 国鉄
- JR神戸線(新快速)
- 市営バス(ハイカー)
- 他社交通(タクシー)



コウノトリと共に生きる

コウノトリ野生復帰に取り組むまち。「環境と経済との共鳴」が広がっています。



ゆかたでてそる歩き 城崎温泉

豊岡の魅力を発信。「環境と経済の共鳴」が広がります。



文豪に愛された温泉
 古井野宮の文豪に愛された温泉。なつかしい温泉の体験を、主として「ゆかた」を履きながら、温泉に十数回訪れている。

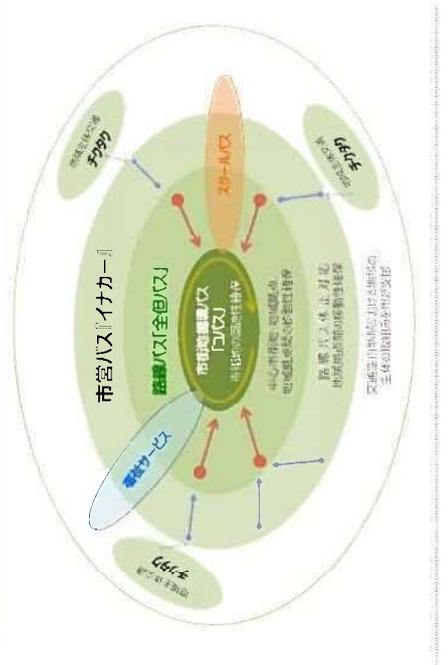
ロンリープラネット
 英語版の海外観光ガイドブックの日本編
BEST ONSEN TOWN
 It doesn't hurt, the town is extremely atmospheric at night



市内バス交通の種別

<p>全日バス (路線バス) 市営バス 4路線 国土交通大臣 許可 国土交通大臣 許可 全日バス 豊岡市 社会 利用者</p> <p>乗客所有の路線バス(ワンマン車)</p> <p>経費総額 約12,000万円</p>	<p>市営路線バス(全日バス) 市営バス 4路線 国土交通大臣 許可 国土交通大臣 許可 全日バス 豊岡市 社会 利用者</p> <p>市営所有の路線バス(ワンマン車)</p> <p>経費総額 約12,000万円</p>	<p>市営バス(イナカー) 市営バス 4路線 国土交通大臣 許可 国土交通大臣 許可 全日バス 豊岡市 社会 利用者</p> <p>市営所有の路線バス(ワンマン車)</p> <p>経費総額 約12,000万円</p>	<p>地域路線バス(全日バス) 市営バス 4路線 国土交通大臣 許可 国土交通大臣 許可 全日バス 豊岡市 社会 利用者</p> <p>市営所有の路線バス(ワンマン車)</p> <p>経費総額 約12,000万円</p>	<p>市営バス(イナカー) 市営バス 4路線 国土交通大臣 許可 国土交通大臣 許可 全日バス 豊岡市 社会 利用者</p> <p>市営所有の路線バス(ワンマン車)</p> <p>経費総額 約12,000万円</p>	<p>地域路線バス(全日バス) 市営バス 4路線 国土交通大臣 許可 国土交通大臣 許可 全日バス 豊岡市 社会 利用者</p> <p>市営所有の路線バス(ワンマン車)</p> <p>経費総額 約12,000万円</p>	<p>市営バス(イナカー) 市営バス 4路線 国土交通大臣 許可 国土交通大臣 許可 全日バス 豊岡市 社会 利用者</p> <p>市営所有の路線バス(ワンマン車)</p> <p>経費総額 約12,000万円</p>	<p>地域路線バス(全日バス) 市営バス 4路線 国土交通大臣 許可 国土交通大臣 許可 全日バス 豊岡市 社会 利用者</p> <p>市営所有の路線バス(ワンマン車)</p> <p>経費総額 約12,000万円</p>
--	---	---	---	---	---	---	---

バス交通体系イメージ



路線バスの大幅な休止問題

バス路線の大幅な休止問題

豊岡市は、バス路線の大幅な休止問題に取り組んでいます。市営バス(イナカー)と市営バス(全日バス)の休止は、地域の交通に大きな影響を及ぼす可能性があります。市は、地域の交通を維持するために、バス路線の大幅な休止問題に取り組んでいます。

市営バス(イナカー)と市営バス(全日バス)の休止は、地域の交通に大きな影響を及ぼす可能性があります。市は、地域の交通を維持するために、バス路線の大幅な休止問題に取り組んでいます。

ある日の朝【路線休止予定のバス】(H19.12)



公共交通確保の基本方針

- 1 「市民の足を守る」を基本理念とする**
公共交通を社会資本と捉え、通院や買物など日常生活に必要な公共交通サービスを提供する
- 2 地域の需要や特性に応じた運行とする**
規模の適正性、運行の効率性、事業の持続可能性などの観点から、地域の需要や特性に応じた輸送サービスを選択する
- 3 地域で支え合う持続可能な公共交通とする**
現利用者のみならず地域住民あがでの取組みにより、公共交通の持続可能性を高める(サービス水準と負担の組合せは地域の選択)
- 4 継続的に事業の評価と見直しを行う**
事業の計画・実施のみならず、全市統一的な指標により評価し、見直しを含めた管理を継続的に行い、事業の質の改善・向上を図る

豊岡市有償旅客運送事業

- ・事業名称：市営バス「イナカー」
- ・事業主体：豊岡市（法78条）
- ・運行主体：一般旅客運送事業者2社（当初4社）
当初…プロポーザルによる総合評価方式で選定
- ・路線数：8路線20系統（運行開始当初：11路線19系統）
- ・使用車両：12両（市所有車両を転用）



イナカー評価基準

路線評価と見直しの仕組みを構築

- 1 需要種別**
乗合型の公共交通としての健全性を示す指標
「多様な主体の移動手段として利用されているか」
- 2 最低需要基準**
市が運行すべき最低の需要の有無を示す指標
「乗り合って利用されているか」
- 3 市負担上限額（収支率）**
事業の採算性、運行計画の妥当性を示す指標
「地域全体で利用されているか」

豊岡市有償旅客運送「利用」

- ・事業名称 : 地域主体公共交通「チクタク」
- ・事業主体 : 豊岡市 (道路運送法第78条)
- ・運行委託先 : 地域の運行組織 (4団体)
- ・地域数 : 4地域 (6路線7系統)
- ・使用車 : 4台 (市公用車を無償貸与)



事業の概要

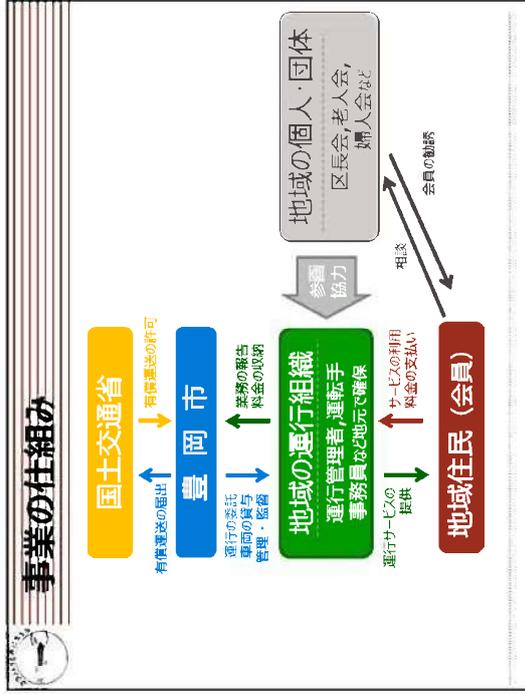
- ・事業主体 : 豊岡市
- ・運行委託先 : 地域の運行組織
- ・使用車 : 市公用車を無償貸与
- ・運転手 : ボランティア運転手を地域で確保
- ・事務員等 : 運行管理者、事務員を地域で確保
- ・利用者 : 地域住民 (会員登録)
- ・ダイヤ : 地域で決定 (週3日運行)
- ・停留所 : 地域で決定 (地区内フリー降車)
- ・運賃 : 100円~200円 (豊岡市有償旅客運送条例)
- ・運行方法 : 定時定路線運行 (予約制)

運行経費(委託料)の根拠

- ・運転手当 : 3,000円/日 (実働分)
ボランティア運転手の報酬
- ・事務委託料 : 20,000円/月
利用受付、運転手手配、必要書類作成等
運行管理業務
- ・消耗品費 : 20,000円/年
印刷紙や筆記具など事務用品や車載品等

チクタク運行エリア





リスクと責任の分担

	豊岡市	協議会	運転手
有償運送事業	◎	—	—
運行業務	△	◎	△
運転業務	△	△	◎
民事(知人・知物)	◎	—	△
刑事(行政処分)	—	—	◎

事業主体は市

運行業務(予約は市が管理)

安全管理業務

運転手に重大な過失がある場合

減点、免許処分、罰金など

※改正道路運送法により、自家所有有償運送に従事する運転者のうち、第一種運転免許所持者は、**国土交通大臣認定講習**を修了する必要がある。

平成29年度 運行状況

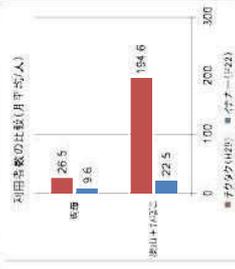
地域	地区数	運転手	運行日	運行便数	営業時間
岡山 【出石】	4地区	10名	3日/週 (月水金)	往路3便 復路4便	7:30-19:00
小野(ひばり) 【出石】	4地区	20名	3日/週 (月水金)	往路3便 復路5便	8:15-17:00
高母 【出石】	5地区	23名	3日/週 (月火木)	3往復6便 ×2系統	8:15-17:00
余碓 【出石】	15地区	22名	3日/週 (月水金)	2往復4便 ×3系統	7:30-19:00

平成29年度 運行実績

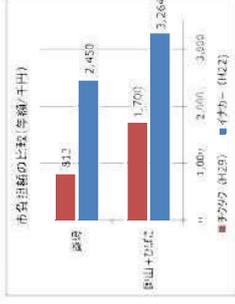
地域	利用者数	実施日数 (稼働率)	1日あたり 利用者数	年間経費
奥山 (出石)	917人	140日 (97%)	6.5人/日	753,200円 運賃収入133,600円
小野(小浜) (出石)	1,418人	142日 (97%)	10.1人/日	946,628円 運賃収入206,150円
資舟 (但東)	318人	83日 (56%)	3.8人/日	812,760円 運賃収入 61,500円
会津 (但東)	445人	96日 (66%)	4.3人/日	633,560円 運賃収入 51,900円



利用者数、市負担額の比較



注) オカと小野の運行実績は同一ではありません。
奥山+小野は運行実績の平均値を算出して表示。



注) 市負担額=運行経費-歳入収入
奥山+小野は運行実績の平均値を算出して表示。

<利用者増加の要因>

- 美利用者のニーズに対応した細かい行先設定
- ドア〜ドアに近いサービス
- 身近さ、親近感(運転手、事務員⇔利用者)



ドア〜ドアに近い運行



「100mの壁」の解消



「チクタク」は…(振り返り)

- 少子、高齢化等社会要因により「公共交通の存在が厳しい」地域とされた住民が
- ↓
- その現状を真摯に受け止め、理解した上で、
- ↓
- 「交通弱者を地域で守る」と決断（覚悟）した。

【市は当然、地域の覚悟を尊重】
地域の「決断＝英断」を実現するため、
市町村有償運送「チクタク」を開始、支援する。

みんなで守る地域の移動

～共助交通を通じた地域人材普及事業 中間報告会～

コミュニティ・カーシェアリングの取組みについて

米子市永江地区

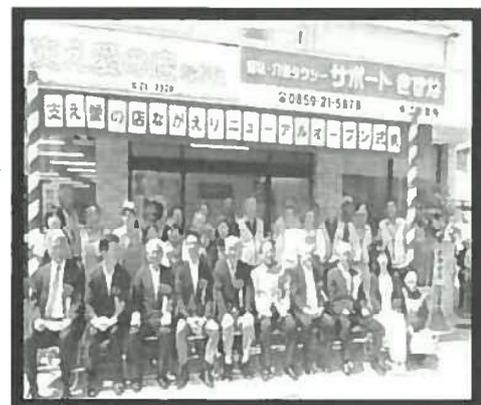
大山町逢坂地区

米子市永江団地の概要

1970年代（昭和40年代）に開発された県内最大規模の住宅団地で、分譲の一戸建や県営団地等の集合住宅が混在。人口ピークは1985年(昭和60年)で高齢化率は、2.7%であったが、現在36.6%で、高齢化が進行。

	世帯数(世帯)	人口(人)	高齢化率(%)	備考
平成28年	1,209	2,769	34.5	
平成29年	1,183	2,669	36.6	1年間で2%高齢化が進行
平成36年	1,048	2,316	43.9	予想値

- 昭和48年 大型住宅団地として入居開始
- 昭和41年 日新小学校の開校
- 昭和60年 人口4,400人でピーク
- 平成12年 団地内のスーパー撤退
- 平成17年 児童数の減少により日新小学校の廃校
- 平成23年 スーパー撤退後開店した小型スーパー閉店
高齢者の買い物難民が発生
- 平成25年 支え愛の店ながえ開店
ボランティアで自治会が団地内に食料品等を販売
- 平成29年 日本財団鳥取助成プログラムを活用し、
店舗を移転改修し、リニューアルオープン
サロン、コミュニティ食堂、健康づくり活動を拡充



JCSAによるコミュニティ・カーシェアリング試験運行

カーシェアリングの手法が地域に合うのか、実際の取組を通じて把握し、本実施に向かうべきか判断する社会実験。

- JCSA(日本カーシェアリング協会)が主体の試験運行、リース車両が2ヶ月間無料
- JCSAの既存共同利用申込書、利用ルール規定フォーマットを活用
- 積立金の徴収は可能(ただし、ガソリン実費等を精算した上で返納。または本実施時の運営主体に寄付することも検討)
- 試験運行終了後に本実施への移行を判断
- 本実施時には、地域のコミュニティサークルなどの会を会則を用意して設立の上、地域が運営主体



<説明会>

8月27日(火) 永江 利用者に試験運行の説明と永江さえ愛クラブの設立準備会の設立

8月27日(火) 逢坂 やらいや逢坂の役員に試験運行の説明

<テスト運行開始>8月28日～10月31日 本契約に向け移動のニーズ、協力者の掘り起し

<現地視察> 9月26日～28日 石巻

石巻で外出支援や企画会議を見学し、意見交換し、運営のノウハウを学ぶ。

<本登録への意向確認> 10月15日まで

試験運行と現地視察を踏まえ、継続するかどうかの意向確認。

<永江さえ愛カーシェアクラブ設立総会> 10月28日

地域にあった会則、役員、体制を整備して会を設立。

永江地区が試験運行までにやってみたこと

<地域のニーズ> 移動に関するお悩み 相談会

地域住民にどのような移動・利用ニーズがあるか

さえ愛の店を利用する高齢者にヒアリング

(目的地、頻度、方法等)

<運営体制> お試しツアー

ドライバーの負担にならない程度でシフトが組めるか。

自家用車を使って、お試しの買い物ツアーを行う。

<採算性> 買い物ツアー

利用者が気軽に利用できる料金設定はいくらか?

アンケートを実施し、直参加者から妥当な金額を聞き取った。

移動に関するお悩み 相談会

日頃から抱えている移動に関するお悩みごとをワイワイお話し
かへうしてみませんか? 支援員の立場では、お話しに駆けつけて移動
するしくみを立ち上げようとしています。ぜひお話しをお聞かせくださ
さい。お話しのお菓やお菓子も準備して、皆様のお話しをお待ちして
おります。なお、支援員のみまでご連絡いただければ、無料でお話ししま
すので、お気軽にお声がけ下さい。

1. 日時: 5月16日(木) 14:00-16:00

2. 場所: さえ愛の店が丘(水戸401-2)

TEL: 26-1520



□こんなお悩みはありませんか?

- 買い物に行く回数が増えすぎて、車が必要である。
- 車庫が狭く駐車できない。
- 車の修理やメンテナンスの費用が高額である。
- アパートで駐車スペースが狭い。
- 運転に自信がない。
- 運転に自信がないが、安全である。
- 運転に自信がないが、安全である。

お試し買い物ツアー(7/9、7/23、8/7無料実施)

みんなでお買い物に行きませんか?



支え愛の店ながえでは、ご近所同士で車を一緒に活用しあう地域のお出かけサークルをつくりたいと考えています。このサークルは、楽しいお出かけ企画を会員の皆様と一緒に計画して、定期的な買い物やイベント等に出かけます。会員は、かかる経費(車の維持費、燃料代、駐車場代、役員手当等)を利用開始に応じて平等に分担するしくみです。このサークルの会員の募集に先立ち、伯耆町のショッピングセンターへお買い物に出かけたいと思います。お試しツアーなので、会員にならなくても参加が可能です。お申し込みをお待ちしております。

1. 日時: 7月9日(火) 12:00~14:00
2. 集合場所: 支え愛の店ながえ(永江401-2)
TEL 26-1520
3. 料金: 無料(今回に限り)
4. 内容: 伯耆町のショッピングセンター付近の



お店の前で降車できます。ご自由にお買い物や温泉をお楽しみ下さい。お帰りは13:30までにフーズマーケットホックのイートインコーナー(店内で購入した飲み物・パン・惣菜が食べられるコーナーで、椅子とテーブルがあります。)にお集まり下さい。そこで、みんなでおしゃべりしてからご自宅までお送りします。

□伯耆町のショッピングセンターのリストロ

- フーズマーケットホック(スーパーマーケット)
- セリア(100円ショップ)
- ダイレックス(デイズカフントストア)
- ココカラファイン(ドラッグストア)
- ジュンテンドー(ホームセンター)
- 草津温泉ゆらあじろ(温泉)

主催 支え愛の店ながえ

試験運行でやってみたこと

＜取組周知と体験者の増加＞⇒利用、送迎仲間を増やす

- ・ 説明会の実施(8月27日)
- ・ 買い物ツアーの実施(1週間に2日程度)
- ・ 全戸配布する支え愛の店ながえのチラシの裏面を活用して取組をPR知
- ・ リース車の中で利用者の声の聞き取り
- ・ 個別に家族を含めてしくみを説明

＜リース車両の稼働率を高める＞⇒利用を日常に!

- ・ ドライバーの送迎体制を組む
- ・ 送迎体制に利用者が合わせられるか
- ・ 利用範囲の設定(高頻度利用、効率的稼働可能エリア設定)

＜多様な利用方法の模索＞

- ・ 買い物ツアーから個別の目的に対応できるように利用ルールを見直し
- ・ 利用者の目線に立つ活動ヘシフト→サロン活動の企画・女性役員活用

永江団地で『支え合いカーシェアリング』始まりました。

この取り組みは、永江団地の住民が、支え愛の店ながえと協力して、地域内での移動手段を確保し、生活の利便性を高めることを目的としています。



説明会開催
8月27日(水曜日)
15:00~17:00
会場: 4号駐車庫 2F 研修室

500円/5km
※利用開始から5分以内の待機時間は無料です。5分を超えると1分あたり500円がかかります。また、走行距離は5kmを超えると1kmあたり500円がかかります。

支え合いカーシェアリングとは
お家で車を借り、必要なときにいつでもどこでも利用できるカーシェアリングです。お申し込みから予約まで簡単です。

お申し込み・お問合せ
支え愛の店ながえ
0859-26-1520

永江でのカーシェアリングが日常に！

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通院 対応	通院 対応	買い物 ツアー	通院 対応	通院 対応	買い物 ツアー	お休み
午後	通院 対応	通院 対応	通院 対応	通院 対応	通院 対応	通院 対応	
その他	個人貸出随時対応					買い物ツアー、 お出かけツアー等 企画イベント	
ドライ バー	4グループに分けて、5名のドライバーが都合のつく範囲で対応。車の配車や人のやりくりは支え愛の店永江に置いたカレンダーで会長が調整。登録ドライバーは11名。						

利用時間：午前9時～午後4時(原則) ※個人貸出等適宜相談

申込方法：2日前までに電話予約(連絡先/支え愛の店ながえ、担当の運転者 等)

利用積立金：500円/5kmまで

鍵の受領：支え愛の店ながえ

永江ささえ愛カーシェアクラブ設立



カーシェアで「ささえ愛」

米子・永江で組織設立

5月28日(土)に永江の「ささえ愛」でカーシェアリングの試運転が行われ、参加者から好評が寄せられた。この試運転は、米子市永江地区で28日、会員の任侠で活動する「永江ささえ愛カーシェアリング」の設立を記念して行われた。この試運転は、米子市永江地区で28日、会員の任侠で活動する「永江ささえ愛カーシェアリング」の設立を記念して行われた。

米子市永江地区で28日、会員の任侠で活動する「永江ささえ愛カーシェアリング」の設立を記念して行われた。この試運転は、米子市永江地区で28日、会員の任侠で活動する「永江ささえ愛カーシェアリング」の設立を記念して行われた。

米子市永江地区で28日、会員の任侠で活動する「永江ささえ愛カーシェアリング」の設立を記念して行われた。この試運転は、米子市永江地区で28日、会員の任侠で活動する「永江ささえ愛カーシェアリング」の設立を記念して行われた。

米子市永江地区で28日、会員の任侠で活動する「永江ささえ愛カーシェアリング」の設立を記念して行われた。この試運転は、米子市永江地区で28日、会員の任侠で活動する「永江ささえ愛カーシェアリング」の設立を記念して行われた。



大山町逢坂地区の概要

国立公園大山の山麓からにかけて広がる地域で、合併前の中山町旧逢坂村19集落で構成し、南北に路線バスのない地域。現在、町が運行するデマンドバス「スマイル大山号」が唯一の公共交通機関。平成28年度現在、人口1,966人で高齢化率36%。地域で抱える課題解決に向けて、平成26年に地域自主組織「やらいや逢坂」を設立。旧馬淵医院を地域のコミュニティスペースとして改修し、活動中。



集落名	世帯数	人口	0-14	55-64	65-	高齢化率
西住審	4	7	0	1	3	42.9%
退休寺	28	84	5	14	36	42.9%
高橋	35	121	14	14	53	43.8%
殿河内	28	90	3	20	36	40.0%
上市	55	178	18	29	61	34.3%
住吉	39	100	4	14	43	43.0%
中池谷	7	20	3	2	8	40.0%
塩津	32	108	17	16	42	38.9%
中尾	45	132	6	25	55	41.7%
下市駅前	22	81	9	16	26	32.1%
岡	38	136	14	22	56	41.2%
下市	62	163	9	27	72	44.2%
松河原	49	171	15	25	69	40.4%
長野	42	126	3	21	63	50.0%
庄田	6	13	0	1	9	69.2%
大中尾	3	14	0	2	8	57.1%
林之峯	11	39	6	6	10	25.6%
二本松	23	61	3	10	25	41.0%
香取	10	45	8	2	14	31.1%
さざんか台団地 (逢坂)	45	117	27	7	9	7.7%
計	584	1806	164	274	698	38.6%



「やらいや逢坂」 移動の困りごとにチャレンジ!

大山町では高齢者の多い地域を形成。文化的な活動を行うための移動が難しい方のための、町が取り組む入会費0円、乗車料0円、乗車回数無制限の「スマイル大山号」デマンドバスを運行しています。このバスは、高齢者が安心して移動できることを目指して、乗車料を0円に設定し、乗車回数も無制限にしています。また、乗車料を0円に設定することで、高齢者が安心して移動できるようになりました。また、乗車料を0円に設定することで、高齢者が安心して移動できるようになりました。

このバスは、高齢者が安心して移動できるようになりました。また、乗車料を0円に設定することで、高齢者が安心して移動できるようになりました。

このバスは、高齢者が安心して移動できるようになりました。また、乗車料を0円に設定することで、高齢者が安心して移動できるようになりました。

このバスは、高齢者が安心して移動できるようになりました。また、乗車料を0円に設定することで、高齢者が安心して移動できるようになりました。

「やらいや逢坂」 高齢者の移動をサポート

このバスは、高齢者が安心して移動できるようになりました。また、乗車料を0円に設定することで、高齢者が安心して移動できるようになりました。

このバスは、高齢者が安心して移動できるようになりました。また、乗車料を0円に設定することで、高齢者が安心して移動できるようになりました。

大山エリアにおける スマホアプリを利用した 共助交通の試験運用について

Ver.5

令和元年11月12日

共助交通を通じた地域人材育成の普及協議会

1

共助交通にかかる試験運用の位置づけ

鳥取県×日本財団共同プロジェクトでの位置づけ

- 鳥取県×日本財団共同プロジェクトにおいて、「共助交通を通じた地域人材育成事業(実施主体:共助交通を通じた地域人材育成の普及協議会)」の取組を助成支援。持続可能な地域の取組構築を目指す。
- 地域に住み続ける上で身近で最大の課題である「移動」に関し、公共交通で手の届かない部分を地域住民自らがジブンゴトとして活動し、課題に取り組むことで、地域で活動する人材やコミュニティを活性化することが目的。
- 米子市永江、大山町逢坂、大山町大山の3地区でモデル的に試験運行に取り組む(大山地区はドライブシェアリング。その他はカーシェアリング)

地域の交通における位置づけ

- 既存の公共交通では手の届かない移動困難者の利便性確保を、住民による共助の仕組みにより補完する(隙間を埋める)。
- 収益性のない地域ボランティアによる移動支援の取組を通じ、地域の活性化、外出促進に繋げ、既存公共交通との相乗効果を創出。
- 最終的には、地域のコミュニティ活動活性化の流れの中で、空白地有償運送など地域で継続した取組が可能な体制構築も検討していく。

2

鳥取県における地域交通の在り方検討

地域における移動課題

【交通事業者側】

- ドライバーの高齢化の進展、新規就労の減少による人材不足
- ドライバー確保が難しく、路線や運行を縮小せざるを得ない
- 限られた経営資源を採算事業に投下する事が困難
- 地域交通運行の受託が人材不足により困難な事例が発生

【利用者側】

- 既存の公共交通は、時間帯、便数、乗車場所の制約がある
- 既存交通が移動ニーズに合わず、利用者減少し、更に路線縮小
- 需要に応じDoor to Doorで利用可能な移動ニーズの高まり
- タクシーは生活交通手段としては高価で普段使いできない
- 利便性確保のため、ギリギリまで高齢者が運転を継続

持続可能な公共交通への構造転換

【市町村と一体となって取り組む地域交通の再編】

- バス中心の従来の補助制度から、住民ニーズ、地域の状況や交通事業者の実態に応じた新たな補助制度への転換
- 市町村の地域交通計画策定への支援（補助率1/3、上限2,000千円）

新たな地域交通体系構築のための研究会

- 【構成】市町村、学識経験者、交通事業者、県等
- 【検討事項】主に中山間地の公共交通の現状、課題の把握、先進事例調査、課題に対応する施策、支援策の検討

課題やニーズに基づく施策の検討

- ⇒タクシー等Door to Door移動ニーズ対応拡充
- ⇒交通事業者の多角経営化支援
- ⇒住民ドライバーとの連携による移動の確保
- ⇒異業種参入支援による活性化
- ⇒地域の小さな拠点における移動機能の拡充
- ⇒住民共助による移動手段確保の取組支援
- ⇒送迎バス等既存移動への相乗り 等

人口低密度地域での移動手段確保(零浦町、日南町)

- ～トヨタ・モビリティ基金プロジェクト～
- 2019：移動ニーズ調査、地域交通計画、制度検討、鳥取版MaaSの方策検討
- 2020：鳥取版MaaS試験導入

地域住民の参画による利便性確保

＜道路運送法に基づく移動手段＞

- 市町村有償運送
- 空白地有償運送
- ⇒まちづくり協議会主体の有償運送（大和地区）
- ⇒NPO主体の有償運送（たかしろ有償運送）

＜道路運送法に基づかない手法＞

- 住民共助による利便性の確保
- 白タク行為にならない持続可能な移動利便性確保
- 空白地有償運送等を見据えた体制の構築

【共助交通を通じた地域人材育成事業】

- ～日本財団との共同プロジェクト～
- 住民主体での持続可能な移動利便性確保
- ⇒コミュニティカーシェアリング（米子市永江地区、大山町逢坂地区）
- ⇒ドライブシェアリング（大山エリア）

＜交通事業者側＞

- ・限られた人材、経営資源を活かした持続発展可能な事業の実施
- ・持続可能な利用しやすい公共交通体系の構築
- ・Door to Doorの移動など深刻化する新たなニーズへの対応

＜目指す地域の形＞

＜利用者側＞

- ・誰もが自由に移動、利用できる、移動手段の確保（乗降場所、利用時間帯、利用者負担額の柔軟性）
- ・地域課題をシブゴトで解決できるコミュニティ形成

【第1回新たな地域交通体系構築のための研究会資料】

新たな地域交通体系の構築

資料2

従来の補助制度  **バス中心**

中山間地域では人口減少・少子高齢化により、定時定路線バスは非効率かつ利便性が低下。また、深刻なドライバー不足によりバス専業車が激減

定時定路線のバスよりも需要に応じてドアツードアで移動可能なタクシーの方が効率的かつ利便性が高い。

制度改正

ドライバー不足により地域交通の維持が困難となる事例が多発しており、住民主体の共助交通と連携した地域交通体系の構築が必要。

新たな補助制度  **バス、タクシー、共助交通の組み合わせ** 

（R2年度当初予算 ※経過措置1～2年）

日本財団と連携 

例：鳥取市大和地区住民による地区内右側運送、日南町多里地区の高齢者外出支援のための地域専用カー 等

市町村と一体となって取り組む地域交通の再編（R元年度）

①制度見直しのための研究会の設置

- 【構成】市町村、学識経験者、交通事業者、県等
- 【検討内容】・主に中山間地の公共交通の現状・課題の把握、先進事例調査等
- ・中山間地の集落地縁の繋がりがりや地形等の個別市町村の状況に応じたバス、タクシー、共助交通を組み合わせ可能な補助制度の創設検討

②市町村の地域交通計画策定への支援

- (1) 地域交通計画策定への補助(補助率1/3 上限2,000千円)
- (2) 計画に基づく試行的なタクシー・助成への補助(補助率1/2 上限1,000千円)

来年度からの
新補助制度を
目指す！

いつまでも安心して住み続けられる地域へ！

地域交通課題の解決に向かったの整理（たたき台）

資料5

タクシー会社を中心とする交通体系を構築する場合

地域のタクシー会社

○タクシー助成制度への補助を創設
【支援対象とするタクシー助成】

- ・バスからの切り替えに伴うもの
- ・真に困っている交通弱者
- ・相乗りの仕組み(→可能な限り効率化を図る)

○タクシー会社の多角経営化への支援

- ・貨客混載(宅配事業者からの受託、地域の農産物出荷等)
- ・高齢者見守り活動、配食サービス等の福祉施策との連携

→実証実験を検討

補完的に 共助交通

タクシー営業所から遠い地域などタクシーと置きし
ない範囲で共助交通との組み合わせも検討(例: 中
山間部から町側への移動は共助交通、逆の移動は
タクシーが担うことにより人手不足を補い合う)

課題への対応

- ドライバー確保…多角経営化によりタクシー事業者の経営基盤を安定させることにより良質な雇用環境を創出
- バスの低乗車率、限られた便数…ドアツドアのニーズに応じた交通体系
- 住民・行政の負担感…タクシー助成制度や相乗り促進の仕組み

自家用有償運送を中心とする交通体系を構築する場合

自家用有償運送

※地域に交通事業者がない場合は連絡で運行管理を検討

5

住民の外出機会の充実・確保

○移動は目的を果たす上での単なる手段

○外出機会が確保され、目的を持った外出が増えることが重要

- 楽しみが増える ⇒ 手に取って商品を選べる。知り合いと共に商品を選べる。サロンなどに集まり一緒に食事ができる。
- 健康づくりになる ⇒ 歩数が増えて体力づくりになる。仲間との食事と会話で栄養状態がよくなる。
- 安心感が充実する ⇒ 将来に向けた通院、通学への心配が減る。

公共交通の課題

交通事業者

- ・ドライバーの高齢化の進展
- ・ドライバー確保が難しく、路線や運行を縮小せざるを得ない
- ・利用者が減り収益の展望が悪化
- ・収益の高い事業だけにドライバーを楽める事が困難
- ・地域交通の運行受託がドライバーの不足により困難化しつつある

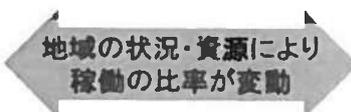
県・市町村

- ・財政状況の展望が暗いなか財政支援にも限界が見えつつある。
- ・交通事業者への財政的支援だけでは限界が見えつつある

共助交通の課題

住民・公共交通の利用者

- ・既存の公共交通だけでは不十分な移動のニーズがある。
例) 利用時間、利用人数(通学) バス停までの距離、利用料金
- ・空荷で運行するバスなどで路線縮小が進展
- ・Door to Doorでの移動へのニーズが高まっている
- ・タクシーは高価で普段使いできない
- ・ギリギリまで高齢者が運転を継続
- ・共助交通も費用負担や、事故のリスクがある。



【合意へのポイント】

- ・住民自身が公共交通を守る
- ・住民自身でできる移動機会の確保
- ・交通事業者も継続して工夫
- ・行政は利用者の視点で支援策を検討、両者を調整

目指す地域の姿

通院や買い物、通学など確実に利用できる公共交通 と 地域住民自身による共助交通とのベストミックスで高齢者、障がい者、学生など、誰にとっても外出したいとき外出ができる地域社会

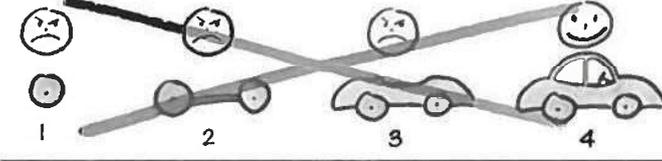
共助交通を通じた地域人材育成事業における取り組み方

「仮説を立てる⇒実験する⇒学びを得る⇒意思決定する」の繰り返し

順序を踏むことではなく、小さく繰り返して経験しながら成長することに重点をおく

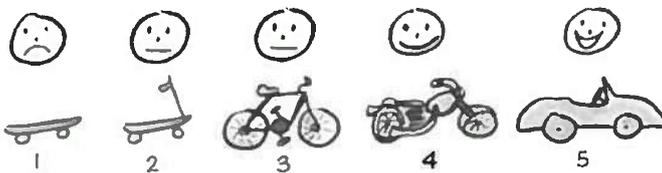
住民調査⇒計画立案⇒合意形成⇒体制構築・予算確保⇒実行

Not like this....



最後に実行するまで
どうなるかわからない
(誰も使わなかった等)

Like this!



できることから始めて
価値を目標に近づける
(利用者も巻き込める)

目標設定⇒(仮説立て⇒実験⇒学習⇒意思決定) x n ⇒目標実現

図: https://blog.bitax.com/jp/leanstartup_basics/

観光地大山としての域内移動の課題

観光地大山の観光入込客

- 大山地区には年間115万人(平成29年)
- 県内観光客は全体の約1/3が県内から。全体の約1/2が近畿地方及び中国地方からの入込客
- 県内観光客の入込手段は、県内客の91.9%、県外客の67.2%が自家用車利用
⇒大山はレンタカーを含め、もっと高い比率

一方で、高齢者や外国人を中心にバス等の公共交通利用での入込客も増加傾向

観光地大山の域内交通

- 米子市から大山寺まで路線バス(大山観光道路経由中心)が運行(日交バス、5便/日)
- 週末や夏休みを中心に大山ループバスが運行(伯耆町方面観光地への周遊が可能となる)
- 大山ループの今年度運行体制は暫定的措置
⇒平日は大山寺周辺、観光道路沿いのみ移動可能
⇒便数が少ないため効率的な圏域周遊が困難

観光地大山の交通課題

- 観光道路の縦移動、大山寺周辺目的のみの交通
- 大山寺から他の観光施設への移動が困難
- タクシー利用は1時間程度の待ち時間
- 圏域内に流しのタクシー不在(米子、伯耆から配車)
- 民宿スタッフ等がボランティアで送迎
- ペンション等へのアクセスが困難
- 生活交通としての利用は困難(時間、ルート、距離)



自由な域内交通手段の確保が
「観光地大山」としての魅力化、
他の観光地との差別化に繋がる!
(周遊性・滞在性の向上)

域内移動の課題を踏まえた試験運用の方針

- 行政主導の公共交通手段のみで域内移動の課題解決は困難
- 住民の共助による移動手段確保に頼らざるを得ない部分がある
- 観光地大山エリアにおける二次交通手段確保対策の模索

中山間地域で持続可能な共助交通の仕組みづくりを模索

- ・大山町大山地区では、高校生家族の通学負担軽減を目的にスマホアプリを利用した連絡グループを作り、相乗り送迎を実施。現在も取組を継続中(自宅～大山口駅)
- ・ドライブシェアリングの仕組みを大山エリア全体に広げる
- ・5～10年後の地域の利用者像を見据え、スマホアプリを利用したドライブシェアマッチングの方法を模索
- ・利用する地域住民に負担感の少ない方法で始める
- ・道路運送法など法的ルールを犯さない方法で実施する

9

大山エリアでの共助交通の試験運用

アプリ利用による試験運用

※ドライブシェアリング(既存の移動への相乗り)
 ※道路運送法に抵触しないサービス形態(道路運送法上の許可/登録を要しない)

既存スマホアプリ

※2015～、東京都内で運用

技術提供
 オペレーションは当面様子見



【大山リゾートネットワーク】
 【まちづくり大山/大山観光局】
 ※高齢者向けに電話配車が可能な配車オペレーションを検討(アプリ代理操作)

円滑な運行に向けた協議、連携の実施

運行データ共有による地域の移動ニーズを把握等

連携

観光業者と地域住民の共助により、魅力的な大山地域を構築



※スマホを使った「乗りたい」と「乗せたい」を繋げる移動シェアアプリ
 ※自家用車で走るドライバーに目的地まで送ってもらう

①アプリから出発地、目的地を入力

④到着後は感謝を伝え、アプリ上で評価と決済

【ライダー】
 大山への観光客
 地域の高齢者等

実費の支払い
 任意の謝礼



【ドライバー】

ライダーが以下を支払

- ①システム利用料(20円/分)
- ②ガソリン代(実費/自動計算)
- ③謝礼(任意で支払可能)

③出発地で合流し、ライダーと目的地までドライブ

移動の提供

アプリ上でマッチング

試験運用の周知、告知



大山観光業関係者
 大山リゾートネットワーク会員
 地域住民の方々等
 【ドライバーとして登録】

ドライバーの提供

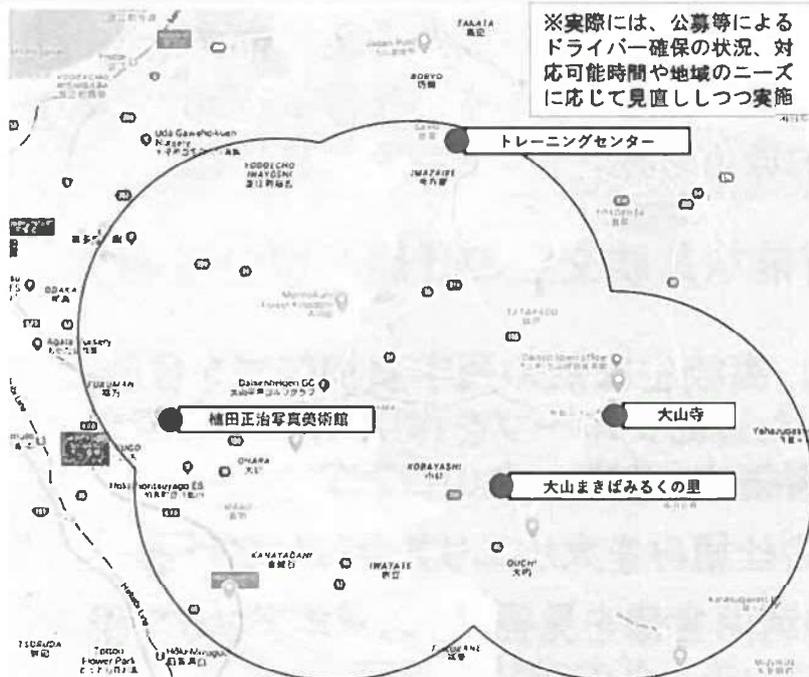
②アプリで最寄りのドライバーをマッチング(対応できる方が反応)

既存ドライブシェアアプリ活用のメリット

- 新たな投資なくスムーズスタートが可能(許可等が不要)
- 法的に受領可能な経費を自動計算(ガソリン代の実費)
- 感謝の意を伝える事ができる(ドライバーの意欲も向上)
- 万が一に備え、個人保険を補完するオリジナル保険を準備
- アプリ上のクレジット決済で現場での現金のやりとりが不要

気持ちよく相互協力できる関係をアプリ上で表現

共助交通試験運用 実施スキーム案



※実際には、公募等による
ドライバー確保の状況、対
応可能時間や地域のニーズ
に応じて見直しつつ実施

【試験運用スキーム】

- ◀実施期間▶ R2年4月中旬～8月末
- ◀運行期日▶ 期間の全日（土日含）
- ◀運行時間▶ 6:00～21:00
- ◀マッチングエリア▶
 - ・大山リゾートネットワーク加入施設を含む大山エリア
- ◀目的地▶
 - ・特設エリアを設定しない
- ◀ドライバー想定▶ 20名
 - ・大山観光関係者及び家族、地域内の送迎ボランティア、行政関係者等（観光施設で配布公募するとともに各団体での積極登録を依頼）
 - ・登録、送迎特典（ドラレコ準備）
 - ・ドライバー説明会開催(R2.3頃)
- ◀ライダー想定▶ 100名
 - ・地域住民、入込観光客、ドライバー登録者等
 - ・当初は登録した知人、身内間での利用、既存の相乗りや送迎をアプリを介して実施することを想定
- ◀試験の周知、ドライバー公募▶
 - ・ドライバー募集&周知チラシ
 - ・ライダー募集&周知チラシ
 - ・大山リゾートネットワーク、大山旅館組合、大山観光局等会員施設

【実証エリア内の主な施設】

大山寺、大山まきばみるくの里、上ノ原&中ノ原スキー場、大山ロイヤルホテル、榎水高原、大山ガーデンプレイス、ガンバリウス、森の国、大山トム・ソーヤ牧場、植田正治写真美術館、鍵掛峠展望台、大山望、大山農業者トレーニングセンター 等

既存アプリ利用による試験運用に必要な経費

¥0

＜利用者として参加＞ ⇒ アプリDL&登録だけで利用可能

- ・アプリのダウンロード ⇒ DL無料、クレジットカード等登録が必要
- ・アプリを利用して車を呼んで乗車してみる ⇒ システム利用料（20円/分）、ガソリン代実費をアプリ上で支払い（謝金は任意）。

＜ドライバーとして参加＞ ⇒ 公認ドライバーとして登録

- ・面接及びルールに沿った運用研修を受講（大山町内/法令順守）
- ・既存の自家用車、社用車等の利用登録のみ（登録料無料）
- ・車を持ち、対人賠償無制限、対物賠償3,000万円以上の保険加入
- ・適切なコミュニケーション不可欠。服装等の乱れ、交際目的はNG
- ・送迎の際は、ガソリン代実費分（現在地～迎車～目的地間）受領

【参考】与論島での試験運行

- ・マッチング乗車数28件、利用者延70人、協力ドライバー7人
（2018.8の1ヶ月間、早朝3時間のみ、31日間） ⇒ 1件/日程度

試験運用での検証事項

<地域の移動ニーズ>



- ・観光客、地域住民にどんな移動ニーズ、利用ニーズがあるのか（行き先、目的地、頻度、利用時間帯、希望人数、謝礼の有無等）
- ・地域の高齢者の利用につなげるために必要な条件、環境の把握

<地域の送迎体制>

- ・どれくらいの方がボランティアドライバーとして協力してくれるのか
- ・ドライバーの負担にならない程度で送迎シフトが組めるのか
- ・ドライバー側の送迎協力への満足度、意欲の把握(実費、任意謝礼)

<地域での利便性の変化>



- ・地域内の移動の利便性、観光地としての魅力は向上したか
- ・ドライバーとしての協力など、地域での共助体制は向上したか
- ・既存交通手段への影響がないことの確認
- ・どうすれば、利用する仲間を地域で増やしていけるか 等

13

試験運用での活用が想定される移動

<想定される利用者>

- ・スマホ利用が可能
 - ・クレジットカード決済の利用が可能
 - ・公認登録ドライバー(前ページ参照)
- ➡ 観光分野、比較的若い世代を足掛かりに地域内に共助の協力関係を構築

<想定される利用場面の例>

- ・大山寺周辺の宿泊施設からガンバリウスへの夕食移動
- ・大山ループ、路線バスの時間帯が合わない観光施設間移動
- ・大山ループの運行しない平日等における、大山まきばみるくの里、植田正治写真美術館等への移動
- ・早朝、夕刻の宿泊施設から大山登山道への登山客送迎
- ・各旅館のスタッフ等がボランティアで観光客送迎対応している移動
 - ・大山エリアで延々とスーツケースを引きずって歩く観光客をなくしたい
 - ➡ 公共交通を利用して大山エリアに観光に訪れても、エリア内を不便なく周遊できる環境を構築(⇒公共交通の一層の利用に繋がる)
 - ・公共交通と共助交通が相互に補完する地域移動を構築

14

試験運用後の検討会

<試験運用を踏まえた共助交通の在り方検討>

- ・試験運用関係者で構成する検討会による結果検証と方策検討
(検討会メンバー:大山リゾートネットワーク、旅館組合、大山観光局、溝口タクシー、日興タクシー、まちづくり大山、大山町、普及協議会等で構成)
- ・試験運用後の地域の移動確保の方策協議

<試験運用で得られるデータ(想定)>

- ・参加ライダー数/参加ドライバー数
- ・マッチング成立ライド数/利用者数(期日、時間帯別)
- ・乗車場所/行先(目的地)
- ・任意の謝礼を含むライダーの支払い状況 等



<検討の方向性>

- ・タクシー含む公共交通と共助交通で相互補完できる移動の範囲
- ・タクシー事業者との連携による効率的移動確保の方策

➡ 既存公共交通の持続可能性を最大限高めつつ、共助の仕組みにより公共交通を補完(隙間を埋める)し、地域内の移動課題解決を模索する¹⁵

試験運用に向けた実施スケジュール案

1 地元のステークホルダーとの協議 10月中旬

- ・鳥取運輸支局、バス協会、ハイタク協会、地元タクシー等

2 実施に向けた協議、試験運用内容の決定 11月中旬

- ・運行時間帯、マッチングエリア、対象者等の決定
- ・高齢者等への対応は当初保留し、送迎協力者の体制を見つつ検討、調整

3 ドライバーの確保、募集広告 11月下旬

- ・会員施設での周知、ドライバー登録募集、チラシの作成配布
- ・試験運行の取り組みに向けた合意書の締結
- ・登録ドライバー説明会、講習会の開催(R2.3月頃 大山町内)

4 試験運用のスタート R2.4月中旬～8月下旬(4ヶ月間)

ひとりでも多くの方に既存アプリを使ったドライブシェアの利便性を体感、確認してもらい、地域の移動手段としての利用が可能か考える4ヶ月間。他の観光関係団体、関係者等とも連携しつつ徹底的に周知を図り、地域の人を巻き込んで実施。

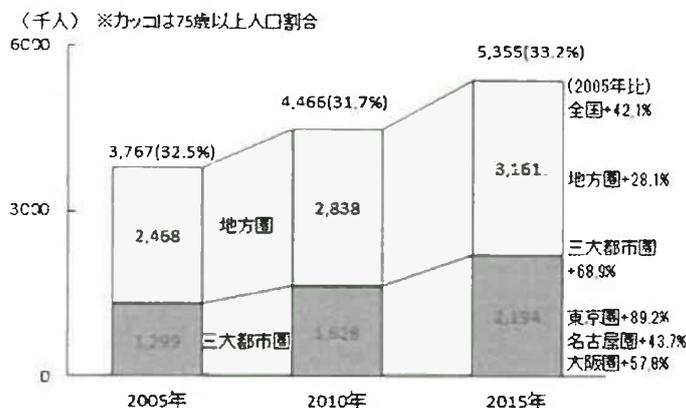
高齢者の移動問題を どう解決するか？

共助交通をとりまく技術や社会の状況

高齢化による課題の深刻化

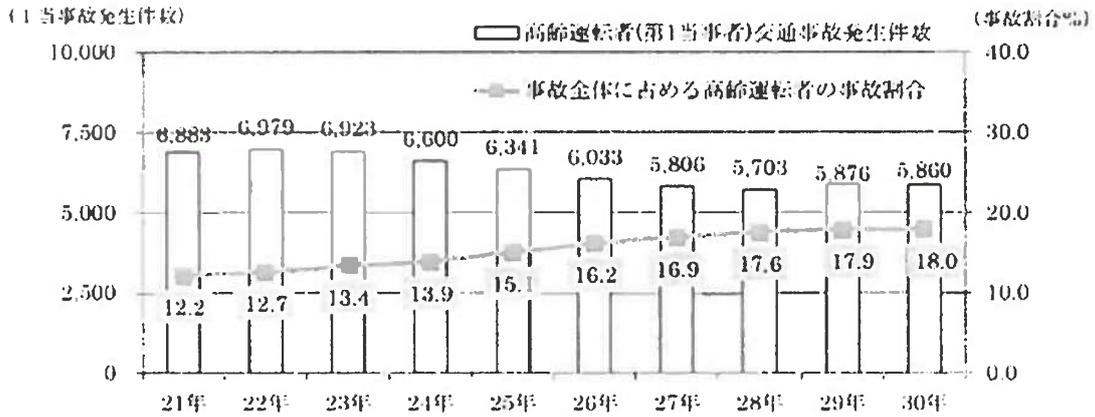
今更言うまでもないことですが、高齢者の移動問題は年々深刻化しています。

75歳以上の食料品アクセス困難人口(農水省)



高齢化による課題の深刻化

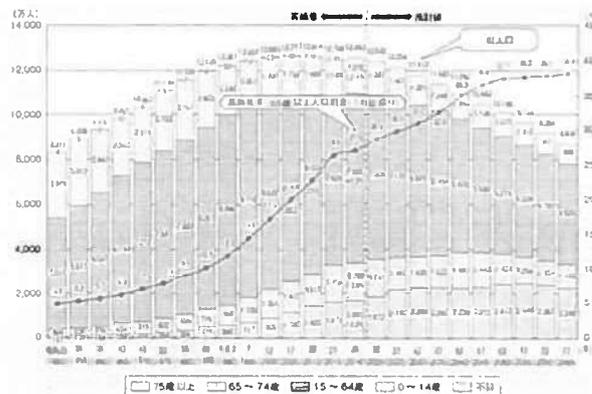
自動車の進化により事故件数は減少していますが、高齢者の事故の割合は高まっています。



防ごう！高齢者の交通事故！警視庁交通総務課統計より

改善する見通しは？

2025年に団塊の世代が後期高齢者に。後期高齢者人口のピークは2055年。以降も高齢化率は伸び続ける。



資料：2025年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は総務省「人口推計」、平成29年10月1日現在値、2020年以降は国勢調査・人口動態調査
 ※「15歳未満人口割合」「15歳以上人口割合」「65歳以上人口割合」「75歳以上人口割合」は、総務省「国勢調査」による推計値
 (注) 2016年以降の年齢構成人口は、総務省「国勢調査」を基に「15歳未満人口割合」「15歳以上人口割合」による、年齢不詳をみ
 入した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は自明でない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には15歳未満人口を
 除いている。

内閣府平成29年高齢者白書より

最新技術での解決は？

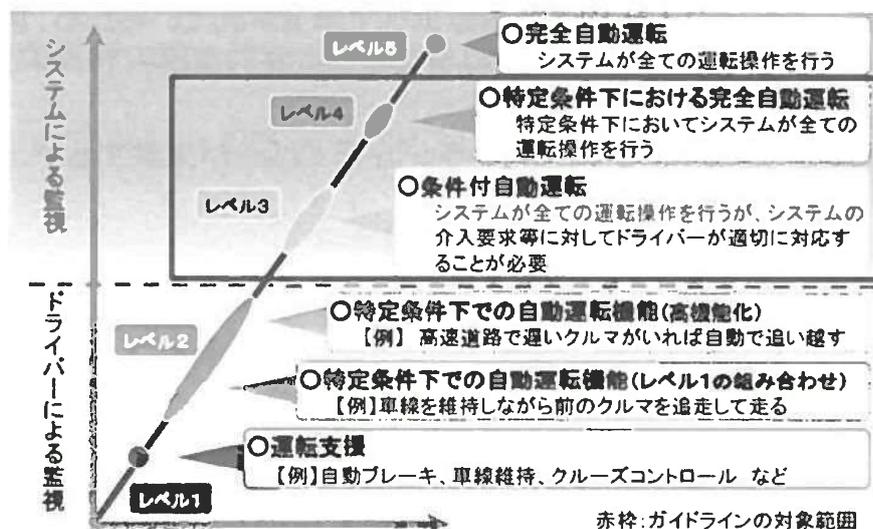
ある大手自動車メーカーさんのお話

「無人運転は2040年代でも難しいかもしれない。」

© 株式会社PUBLICUS

5

自動運転と無人運転は違う



国土交通省資料より

© 株式会社PUBLICUS

6

現段階の技術

日産 プロパイロット

BMW ハンズオフアシスト 等

…高速道路の限られた区間に限って、
高精度3D地図データを通信で取り込み、
道路の形状を予知した上で、ハンドル操作等を実現

→山奥の集落の道の高精度3D地図データを
誰が作って更新しますか？

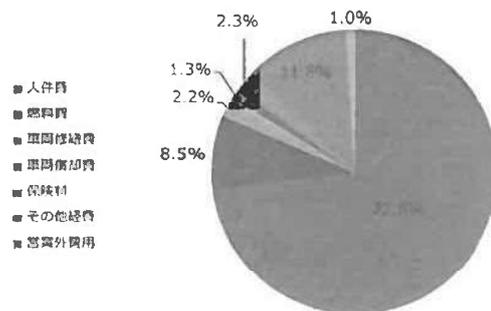
たとえ技術が実現しても…

- 無人運転は、現在複数の国際条約で禁止されているため、国際条約の改定が必須となる。自動車製造国と非製造国の利害調整が複雑。
- 大量のタクシードライバー、トラックドライバーが失業するが、政治的に耐えられるか？
- 事故を起こしたときの責任は誰がとる？
- そもそも倫理的なプログラムを作成できるのか？（歩行者を避けたら運転者が死ぬ場合、自動車をどう動かすべき？）

自動運転でも タクシーの値段は下がらない

- タクシーのコストの72.8%は人件費。無人運転でない限り人件費は発生する。
- タクシーは、すぐに来れるように待機している。待機の時間にも人件費は発生しており、それが運賃に含まれている。
- モノの価格は、機械化・大量生産したときに下がる。人を機械に置き換えられない業界では価格は下がりにくい。

タクシーのコスト構造(H23)



国交省「タクシー事業の現状について」より

少なくともいえること

- 団塊の世代が後期高齢者になる2025年に無人運転が実現されていることは期待しないほうが良い。
- 有人の自動運転では、人件費がかかるが、国・自治体の財政的な猶予は少ない。



技術や財政的手法以外の解決方法を考えたほうがよい

地域で解決しよう

問題の核

自力で移動できない高齢者が増加していく中で、
誰が、どのような方法で移動サービスを提供するのが現実的か。



本プロジェクトの考え方

この課題を解決したいと思う地域の人で解決しよう

お金の頼らずに

- 生活をしていくのに必要な金額としての賃金を支払って、人を雇うことは難しいです。
- 地域のしがらみの中で強制してもみんなついてきません。



自主的にみんなが参加したくなる活動にしよう

- ✓参加する人が、やりがいや意義を感じる
- ✓来ると仲間がいて楽しい
- ✓人の役に立てることが嬉しい

地域での共助交通に 追い風が吹いています

■ 自家用有償旅客運送の改正

- ✓ 2種免許(タクシー免許)を持たない人がお金をとって送迎すると白タクとして罰せられます。
- ✓ 申請をすれば地域内での互助でお金を取ることも可能ですが、その申請が通りやすくなりました。

■ 共助交通用の保険の新設

- ✓ 損保ジャパン日本興亜から、共助交通の保険が販売開始されました。
- ✓ 共助での運転中に事故した場合でも自車の任意保険を使わずに保証がされます。

自家用有償旅客運送とは

- 公共交通の基本は、バス・タクシーです。
- ただし、バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等が外出するための移動手段を確保したい場合に、住民が運営する送迎サービスを有償で実施することができます。
- 運営したい住民が市町村の「地域公共交通会議」に申請することで、協議が始まります。
- 運営者は、運営の記録や、事故時の対応などのための役員の配置などの業務を実施できる体制を整備する必要があります。
- 昨年度の3月にガイドラインが改正され、住民から申請があった場合は、交通事業者が代案を出し、十分な代案が出されない場合は、4ヶ月以内の協議の上、実施できるという方針になりました。

自家用有償旅客運送

①地域における関係者の合意

地域公共交通会議 又は 運営協議会

- ・自家用有償旅客運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・当該地域を管轄する運輸支局等
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年
(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)

自家用有償旅客運送

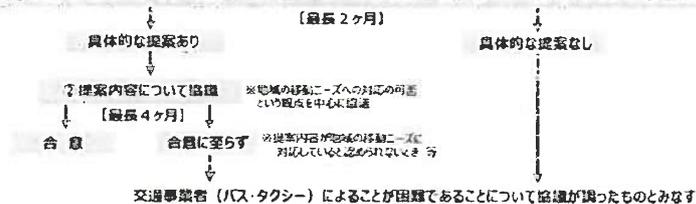
バス・タクシーの活用を検討するため、まずはバス・タクシー事業者に、地域の移動ニーズに対応した交通の導入について提案を求めること

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

①交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求め

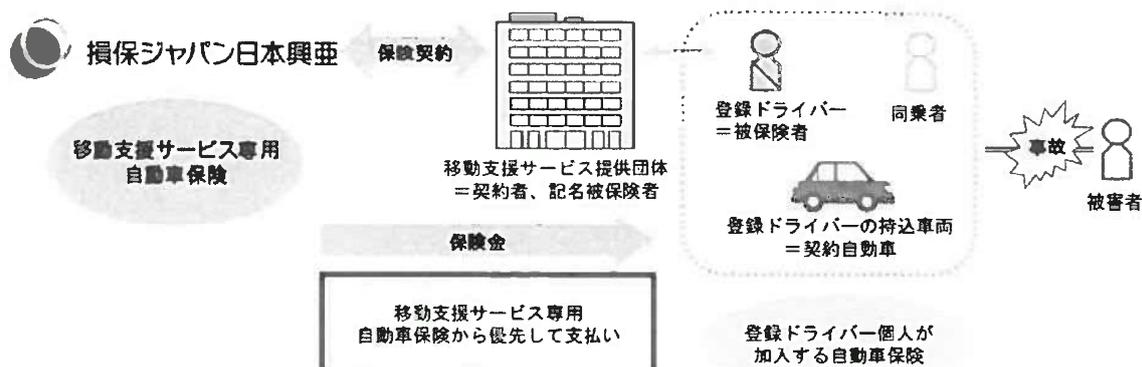
バス・タクシー事業者からの具体的な提案に対して、最長4ヶ月協議を行い、合意に至らない場合や、最長2ヶ月間で具体的な提案がなされなかった場合には、バス・タクシー事業者によることが困難であることについて、協議が調ったものとみなすこと

①交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求め



共助交通の自動車保険

- 保険に加入していれば、共助での送迎中の事故でも、運転手の車の任意保険を使わずに保障があります。



団体で活動すれば 共助交通は提供できる

運営団体を地域で作れば、
自家用有償旅客運送で対価を取ることも
保険に加入して、
万が一の保障に備えることも
できるようになりました。

とはいえ。。

最初の一步を踏み出すことは難しいです。

踏み出すためのポイント

■踏み出す勇気を作る

背中を押してくれる人、一緒にやる仲間を獲得しよう

→行政、社協は意志のある住民を支援しましょう

■課題の難易度を下げる

一度に全部やらない、最初から理想形を目指さない。

できるところからやってみる。

定 款

特定非営利活動法人さじ未来

特定非営利活動法人さじ未来定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人さじ未来という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市佐治町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鳥取市佐治町において、佐治町の特性を活かした各種のまちづくりに関する事業を行い、地域の維持発展と活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)観光の振興を図る活動
- (5)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7)環境の保全を図る活動
- (8)地域安全活動
- (9)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11)子どもの健全育成を図る活動
- (12)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (13)鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - 1 地域内コミュニティ交通事業
 - 2 後継者対策事業
 - 3 除雪対策事業
 - 4 買い物支援事業
 - 5 簡易な農林作業受託事業
 - 6 簡易な家屋修繕等事業
 - 7 家事支援代行サービス事業
 - 8 墓地管理受託事業

- 9 レンタルシニアカー事業
- 10 高齢者見守り事業
- 11 サロン等事業
- 12 有害鳥獣駆除支援事業
- 13 食事サービス事業
- 14 まちづくり活動事業
- 15 地区公民館活動事業
- 16 自治会活動協力支援事業
- 17 児童・青少年健全育成活動事業
- 18 公共施設等管理受託事業
- 19 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以下
 - (2) 監事 1名以上2名以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければ

ならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3)社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理

地域運営組織体制図案

NPO法人 さじ未来

【基本的な考え方】

- ① これまでの、どちらかと言うと「行政まかせ」や「行政頼り」から、できることは可能な限り住民主体で取り組むことへの転換
- ② 地域づくりに関係する事業は、基本的にこの組織で一括して取り組む
- ③ 組織のイメージとしては、地域づくりなどの団体の直接的な集合体「オールさじ」
※これまで、地域づくり関係の各種団体を網羅した組織(団体)は佐治には無かったが
このことにより、事業内容や日程等の調整が容易となり、その結果
・「同じようなことをしている」団体それぞれにしていること等の弊害が少なくなる
・個々の事業への人的な支援や連携等ができやすくなる
- ④ の事業は、地域や関係団体と協議しながら逐次含めていく。

総会

理事会

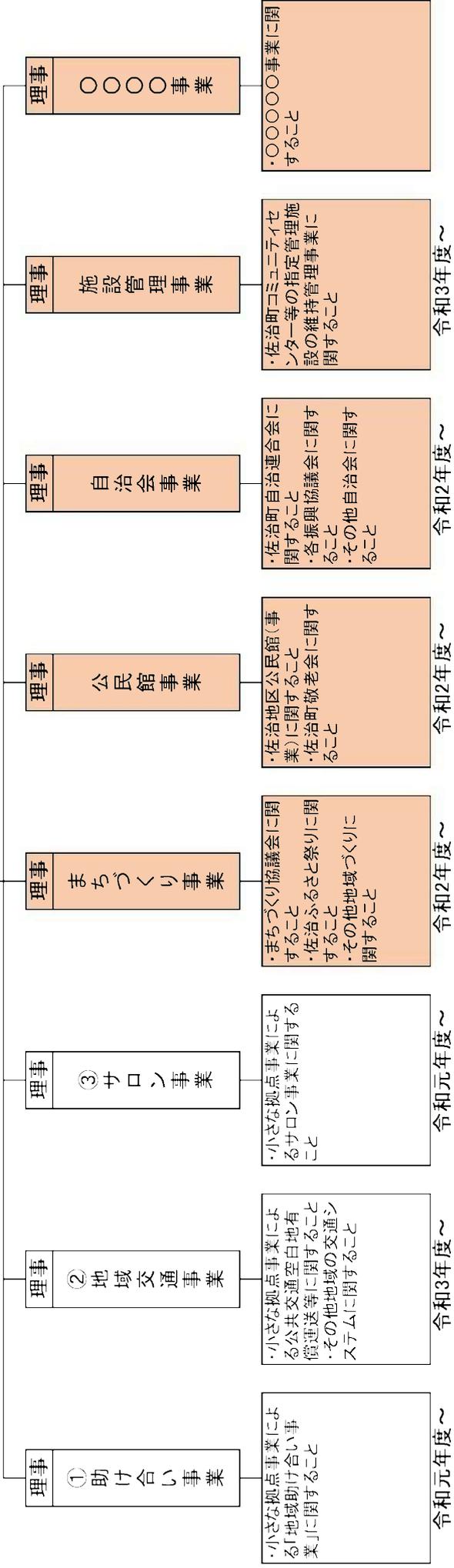
事務局
(地区公民館)

主として小さな拠点事業
組織化 目途: 令和元年9月頃

目途: 令和2年4月頃～

将来体制

初期体制



※イメージしやすいように、各事業を分けて表示していますが、実際の組織化の中では統合等がある場合があります。

事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業計画及び予算の追加並びに更正)

第43条 事業計画及び予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定事業計画及び予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続き開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人、または鳥取市に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 小谷繁喜

副理事長 谷上和雄

理事 竹本康宏

同 西尾寛茂

同 小谷長司

同 福安道則

同 下石聡子

同 小谷竜子

同 竹本 隆

同 前田正人
監事 谷口輝男
同 藤原俊文

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の既定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1)正会員入会金 0円
 - 正会員会費(個人) 一口 500円(1年間分)
 - 正会員会費(団体) 一口 2,000円(1年間分)
 - (2)賛助会員入会金 0円
 - 賛助会員会費(個人) 一口 500円(1年間分)
 - 賛助会員会費(団体) 一口 2,000円(1年間分)

小さな拠点事業NPO加入状況

R1.10.30時点

集落名	世帯数	参加区分				摘要		
		加入	未加入	その他				
1	小原	9	● 9					
2	葛谷	21	● 21					
3	刈地	40		● 40				
4	ほき元	5			● 5	住宅廃止となるため取扱い要検討		
5	上葛谷	8		● 8				
6	津無	47	● 47					
7	大井	25	● 25					
8	古市	41		● 41				
9	上大井	11	● 11					
10	森坪	31		● 31		R2.1月の総会で協議予定		
11	下加瀬木	26	● 26					
12	加瀬木	63	● 63					
13	淵尻	14	● 14					
14	高山	62	● 62					
15	津野	33	● 33					
16	福園	17	● 17					
17	万蔵	9	● 9					
18	大水	28		● 28		説明会H31.2.8実施		
19	小田	21	● 21					
20	細尾	9	● 9					
21	畑	28	● 28					
22	つく谷	39	● 39					
23	余戸	37	● 37					
24	河本	19	● 19					
25	尾際	37	● 37					
26	中	11	● 11					
27	栃原	11	● 11					
計		702	21	549	5	148	1	5
参加率等		世帯数	78.2		21.1		0.7	

特定非営利活動法人さじ未来役員名簿

所属等	職名	氏名	摘要
特定非営利活動法人さじ未来	理事長	小谷繁喜	
	副理事長	谷上和雄	
	理事	西尾寛茂	
	〃	小谷長司	
	〃	福安道則	
	〃	竹本康宏	
	〃	下石聡子	
	〃	小谷竜子	
	〃	前田正人	
	〃	竹本 隆	
	監事	谷口輝男	
	〃	藤原俊文	

所属等	職名	氏名	摘要
小さな拠点事業推進委員会	事務局員	青柳亮治	

特定非営利活動法人さじ未来設立時会員一覧(団体)

会員区分	区分	団体名(氏名)	代表者		住所	摘要
			役職名	氏名		
正会員	団体	1	佐治町自治連合会			
		2	佐治町まちづくり協議会			
		3	中佐治自治会			
		4	山王振興協議会			
		5	佐治町社会福祉協議会			
		6	佐治ふれあい作業所			
		7	(株)さじ式拾壹			
		8	小原集落(自治会)			
		9	葛谷集落(自治会)			
		10	津無集落(自治会)			
		11	大井集落(自治会)			
		12	上大井集落(自治会)			
		13	下加瀬木集落(自治会)			
		14	加瀬木集落(自治会)			
		15	淵尻集落(自治会)			
		16	高山集落(自治会)			
		17	津野集落(自治会)			
		18	福園集落(自治会)			
		19	万蔵集落(自治会)			
		20	小田集落(自治会)			
		21	細尾集落(自治会)			
		22	畑集落(自治会)			
		23	つく谷集落(自治会)			
		24	余戸集落(自治会)			
		25	河本集落(自治会)			
		26	尾際集落(自治会)			
		27	中集落(自治会)			
		28	栃原集落(自治会)			

令和元年度佐治町小さな拠点事業シンポジウム実施要領（案）

【目的】

佐治町小さな拠点事業の取組み及び、将来的に目指している地区公民館の地域運営等を含む新たな地域運営組織等について、広く住民への周知を行うとともに、出された意見や要望を踏まえ今後の組織構築等に反映させる。

【参加対象】主に佐治町住民 概ね50名程度を想定
（一般住民、推進委員、NPO役員、講師、総合支所）

【テーマ・内容等】

- ・小さな拠点事業の取組み概要報告
（佐治町の人口減少と高齢化の推移等の説明、佐治町が目指す将来の組織体制の報告等）
- ・先進地域の事例発表・・・地域内公共交通のあり方等について
兵庫豊岡市など
- ・ワーキング

【主催】佐治町小さな拠点事業推進委員会
特定非営利活動法人 さじ未来

【後援】佐治町まちづくり協議会

【会場】さじアストロパーク 大会議室

【日程】令和2年1月 日（ ） 13時30分～16：00頃まで

「未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す」

佐治町まちづくり推進大会開催要項（案）

【趣旨】

現在、超少子高齢型人口減少社会が進行する中、私たちは、これまでに経験したことのないような問題や複雑に絡み合った地域課題に直面し、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることが難しくなっています。

一方、地域は人間関係の希薄化、地域活動への関心低下、担い手不足などの深刻な問題を抱え、これを解決するためには幅広い住民とともに、行政、企業、学校、市民活動団体等の多様な主体が連携して住民主体の自治力を高める必要があります。

このため、このまちづくり推進大会を通じて住民、行政、市民活動団体、学校等の多様な主体がともに共通認識を深め、自治と協働を活かした様々な実践事例や手法を掘り起こし検討する中で、住民主体の自治の必要性や高め方、協働のあり方、それぞれの役割などを探究し、住みよい地域社会の創造に向けた取組みへつなげていこうとするものです。

【テーマ】

住民主体の地域づくり「自治と協働のまちづくりをめざして」

【主催】

佐治町まちづくり協議会
佐治町小さな拠点事業推進委員会
特定非営利活動法人さじ未来

【後援】

鳥取市佐治町総合支所・佐治町自治連合会

【期日】

令和2年2月 日（ ）

【場所】

「佐治町コミュニティセンター」

【日程】

13:00～13:30 開会行事
13:30～15:00 講演会（先進事例発表など）
15:00～16:30 町内の取組み事例発表（小学生の発表等）
16:30～16:40 閉会行事

【日程詳細案】

13:00～13:30 開会行事 主催者あいさつ(会長)
来賓あいさつ(佐治町総合支所長)

13:30～15:00 先進事例等発表(講演会)

人口減少地域を救う新しいキーワードは「関係人口」だ！

「人口減少と高齢化が進む地域での関係人口を活用した取り組みについて」

講師:ローカルジャーナリスト 田中輝美さん

※講師プロフィール

ローカルジャーナリスト。島根県浜田市出身。大阪大学人間科学研究科修士課程修了。山陰中央新報社に入社し、ふるさとで働く喜びに目覚める。一般社団法人・日本ジャーナリスト教育センター(JCEJ)の運営委員も務める。

15:00～16:30 町内の取組み事例発表(4団体、各10～30分程度)

- 「共生の里事業による企業や市街地住民との交流連携の中で見えてきた新たな可能性について」
 - ・余戸、河本、福園地区のいずれか
- 「佐治町の将来(未来)に向けて思う事」
 - ・佐治小学校の児童の発表(2～3名程度)
- 「地域資源の活用と地域の活性化」
 - ・一般社団法人 五しの里さじ地域協議会
- 「新たな地域運営組織とその取り組みについて」
 - ・NPO法人さじ未来

16:30～16:40 閉会行事 主催者あいさつ(副会長)

関係人口って？

観光以上、移住未満のカタチ

強

関心

弱

東京都・無職
篠田よし江さん(81)
 都内にある鳥取、岡山両県のアンテナショップに通っています。店主さんが優しく、野菜や海産物の鮮度が良くて気に入りました。塩サバや鰯が二がとでもおいしい。スーパーに行かなくても、ある程度のもものは行ってもいいです。鳥取には行ったことがないのですが、いつか訪れたいです。

奈良県・無職
野田孝吉さん(93)
 2012年から出身地の日野町へふるさと納税をしています。自分を形作ってくれた故郷に元気でいてほしいという思いがあるからです。返礼品が目的ではありません。ふるさと納税が、おみやげ、お礼、お祝い、お祝い、お祝い、お祝いの群舞もいろいろあります。

大阪府・大学生
杉谷志温さん(18)
 高校生の時にサーフィンを始めました。冬場は日本海側が波が立ちやすく、週末になると岩浜町によく行きます。地元でサーフィンは、とてもウエルカム。みんなフレンドリーで知り合いもたくさんいます。プロを目指して練習している自分にとって「道場」のような場所です。

東京都/鳥取県・会社員
定光香さん(43)
 東京の会社がある英語教育事業の会社で働いています。2014年から週帰郷勤務が認められ、1年のうち3カ月半は東京、それ以外は出身の鳥取県での生活です。都会と田舎それぞれがいいところを兼ねてほしいです。地元は自然豊かですが、家で、家族と一緒に暮らしたいです。



関わりの階段

特産品購入

無関係



寄付(ふるさと納税)

頻繁な訪問



2地域居住

移住

強

関与

イラスト:コウチノハナ



おだぎり・とくみ
 専門は農村政策論。2006年より現職。既報を務めた総務省の「これからの移住・交流政策」は、若年、地域における関係人口の重要性を指摘する報告書と取りまとめた。

小田切徳美 **QA**
明治大教授に聞く

関係人口——この言葉、最近耳にするようになりましたが、よくわからぬという人もまだまだ多いのでは？ 関係人口に詳しい明治大経済学部の小田切徳美教授に聞きました。

——関係人口って何ですか？
 移住まで至らなくても、地域と観光以上の多様な関わり方をする人たちのことです。観光に訪れた「交流人口」に移住した「定住人口」の間にいる層を指しているとも言えます。

——たとえは？
 都会に住みながらがら地域の特産品をインターネットで継続的に買っている人や、地域を応援しようとする人とつながりを持っている人。あるいは、地域に就業している人。あるいは、イベントに参加したり、イベントの運営を手伝ったりする人たちもそうです。

——なるほど
 このような関わり方のプロセスを階段状に示したのが「関わり度の階段」(左の図)です。ただし、これはあくまで一例。地域との関わり方は十人十舌で、階段が2段の人もいれば、10段の人、順番が違ったりする人もあります。そして、階段を上らないといけないということでもありません。

——最近関係人口という言葉をよく耳にします
 背景には地域との関わり方に価値を感じる若者の増加があります。SNSの発達で地域の情報が得られやすくなったこともあってでしょう。人々の価値観やライフスタイルが多様化するなか

で、都市中心の高密度成長の時代には見えていなかった人たちが顕在化してきたとも言えます。

——地方の自治体にとってはどんな存在ですか？
 地方の自治体は移住促進に力を入れていますが、国内の限られた人口のバイを奪い合う状況になっています。しかし、関係人口の考え方に立てれば、複数の地域との関わりも成り立つので、すべての自治体が関係人口を掘り起こすことができます。

——地域には何が求められるのでしょうか？
 いま地方では人口減や過疎化を背景に地域づくりの活動が活発です。関係人口はそんな動きを応援してくれる存在であり、都市と農村が共生する社会の担い手でもあります。だからこ

何を求めるのかという発想力が求められます。そういう意味では、早くから過疎に直面し、地域づくりに取り組んできた鳥取を含む中国地方は関係人口と向き合う未来に向かって歩む力を持っているとも言えます。